

平成^{へい せい}21^{ねん ど}年度^{だい}第1^{かい}回

札幌^{さつ ぽろ}市^し障害^{しょうがい}者^{しゃ}施策^{し さく}推進^{すい しん}協議^{きょうぎ}会^{かい}

会^{かい} 議^ぎ 録^{ろく}

日^{にち} 時^じ : 平成^{へい せい}21^{ねん}年^{ねん}8^{がつ}月^{がつ}27^{にち}日^{にち}(木^{もく}) 午後^{ご ご}3^じ時^{かい}開^{かい}会

場^ば 所^{しょ} : 札幌^{さつ ぽろ}市^し視覚^{ししかく}障^{しょう}がい^{しょう}者^{しゃ}情^{じょう}報^{ほう}セ^せン^んタ^たー 2^{かい}階^{かい} 大^{だい}会^{かい}議^ぎ室^{しつ}

1. 開 会

○事務局（天田障がい福祉課長） 本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

障がい福祉課長の天田でございます。

定刻でございますので、ただいまから、平成21年度第1回札幌市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

今回は、委員改選後初の会議となりますことから、会長選出までの間、暫定的に私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本協議会は、会議を公開とさせていただいておりますが、現時点で傍聴希望者はございません。報告させていただきます。

以下、座ってご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず初めに、お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

なお、本来であれば、協議会開催の前に事前に資料を配付すべきところではございますが、資料の精査に時間を要しましたことから当日の配付となりました。おわびを申し上げます。

それでは、お手元の資料を順にごらんいただきたいと思います。

お手元に座席表があるかと思っております。その次が配付資料一覧でございます。後ほど、この順番で確認をさせていただきます。それから、次は次第でございます。その次が委員名簿でございます。これ以降が資料となります。資料1といたしまして、札幌市障がい福祉計画、第2期計画になりますが、概要版でございます。その次が、資料1－2といたしまして、第2期の計画の全体版でございます。ちょっと厚目のものでございます。続きまして、資料2でございますが、平成21年度主要事業として、A4判1枚物でございます。次が、資料3としまして、障害者交通費助成制度の見直しについてでございます。次に、資料4は4－1から4－5までございますが、資料4－1があなたの声をお聞かせください、北海道障がい者条例タウンミーティングとさせていただいたものでございます。資料4－2でございますが、北海道障がい者条例の概要でございます。資料4－3といたしまして、この条例全文でございます。資料4－4としまして、A4判横になりますが、北海道障がい者条例の本格施行に向けた基本方針でございます。資料4－5でございますが、北海道障がい者条例第3章障がい者の権利擁護は平成21年10月1日から施行しますというものでございます。最後が、参考資料といたしまして、札幌市障害者施策推進協議会条例でございます。

本日ご用意させていただいた資料は以上でございます。

あわせまして、お手元に今回皆様にご就任いただきました就任辞令をお手元にご用意させていただきました。

以上の資料でございますが、不備等がございましたら事務局あてにお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。

2. 札幌市保健福祉局長 あいさつ

○事務局（天田障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、岡村保健福祉局長よりごあいさつを申し上げます。

○岡村保健福祉局長 保健福祉局長の岡村でございます。

本日は、お忙しい中、障害者施策推進協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから本市の障がい福祉施策につきまして、多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をかりましてお礼を申し上げたいと思います。

この協議会は、障害者基本法に基づきまして、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議をいただく機関でございます。今回は、ことしの3月に策定いたしました第2期障がい福祉計画につきまして、その概要などについてのご報告と、従来より検討を重ねてきております障がい者交通費助成制度の見直し案などにつきましてご審議いただきたいというふうに考えております。

障がい福祉計画につきましては、本審議会におきまして貴重なご意見をいただきながら、市民意見等も踏まえまして、3月に策定したものでございます。皆様のご協力に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

また、交通費助成度の見直しにつきましては、これまでの間、障がい当事者や関係団体とも意見交換を行いながら慎重に議論を重ねてきたところでございまして、このたび、見直しの案をまとめさせていただいたものであります。

また、本年3月に公布され、来年4月に本格施行に向けて準備が進められております北海道障がい者条例につきましては、北海道障害者保健福祉課の小畑主幹からご説明いただくことになっております。

委員の皆様方におかれましては、長年、障がい福祉にかかわっておられる豊かなご経験に培われたご意見、あるいは、障がい当事者としての思いなどを通じて本市の障がい福祉施策について貴重なご意見を賜りたいと存じます。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

3. 委員紹介

○事務局（天田障がい福祉課長） それでは、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元に委員名簿がございます。50音にさせていただきますが、この名簿順にご紹介をさせていただきます。

札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香博文委員でございます。

札幌山の手養護学校校長の阿部益太郎委員でございます。

北海道中 小 企業家同友会障害者問題委員会委員長の池田啓子委員でございます。

北海道立心身障害者総合相談所副所長の遠藤英一委員でございます。

札幌市中途難失聴者協会会長の扇谷明美委員でございます。

北海道医療大学看護福祉学部准教授の大友芳恵委員でございます。

札幌市社会福祉協議会地域活動部長の大西洋一委員でございます。

大西委員につきましては、本日、欠席というご連絡をいただいております。

続きまして、札幌市医師会精神科医会会長の岡五百理委員でございます。

札幌この実会センター24介護助手の押見弘子委員でございます。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の佐川俊樹委員でございます。

札幌市精神障害者家族連合会会長の佐藤義夫委員でございます。

知的障害者施設石山センター施設長の芝木厚子委員でございます。

札幌公 職 業 安定所所長の柴田光博委員でございます。

柴田委員につきましても、本日、欠席というご連絡をいただいております。

続きまして、北星学園大学社会福祉学部教授の田中耕一郎委員でございます。

社団法人成年後見センターリーガルサポート札幌支部幹事の千貝愛委員でございます。

あさかげ生活支援センターセルフサポートセンター札幌相談員の西坂自然委員でございます。

西坂委員につきましても、本日、ご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、重症心身障害児施設札幌あゆみの園施設長の西野千郷委員でございます。

札幌市手をつなぐ育成会会長の廣岡博委員でございます。

廣岡委員におかれましては、後ほど到着されるかと思います。

札幌市肢体不自由児者父母の会副会長の山内まゆみ委員でございます。

札幌市民生児童委員協議会理事の吉田信子委員でございます。

以上の20名の委員に今回は就任をいただきました。お手元の名簿の備考欄にございますとおり、今回の改選によりまして10名の方に新たに委員の就任をお願いしてございます。

また、浅香博文委員におかれましては、神田直也委員のご逝去に伴いまして、その後任者として本年6月に就任いただいております。

続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

改めまして、保健福祉局長の岡村でございます。

障がい福祉担当部長の村木でございます。

自立支援担当課長の森下でございます。

事業計画担当係長の西田でございます。

就労相談担当係長の成澤でございます。

移動支援担当係長の庄中でございます。

また、本日、ご多忙のところ、北海道障がい者保健福祉課の小畑主幹にもご出席いただ

いております。ご紹介させていただきます。

なお、大変恐縮でございますが、岡村局長につきましては、この後、別業務がございますため、途中退席させていただきますことをご了承いただければと思います。

4. 会長選出

○事務局（天田障がい福祉課長） それでは、式次第の4に入らせていただきます。

会長選出でございますが、今回の協議会は、委員改選後、最初の協議会でございますので、まず、会長の選出を行いたいと存じます。

選出につきましては、お手元の資料の一番最後になりますが、札幌市障害者施策推進協議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の皆様のご互選によることとなっております。

会長の選出につきまして、ご推薦をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○阿部委員 ご意見がなければ、もし事務局で案等をお持ちであればお聞きしたいと思ひます。

○事務局（天田障がい福祉課長） ただいま、阿部委員から、事務局に一任とのご意見がございましたが、そのほかに何かご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（天田障がい福祉課長） ないようでしたら、事務局からご推薦をさせていただきますと思ひます。

それでは、事務局といたしましては、長年、当協議会の委員としてご活躍いただいております北星学園大学社会福祉学部の教授でいらっしゃいます田中耕一郎委員を会長にご推薦させていただきたいと考えております。

皆様のご異存がなければ、田中委員に会長をお願いさせていただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（天田障がい福祉課長） 皆様から異議なしとのお声をいただきましたが、田中委員、いかがでございましょうか。

○田中委員 お引き受けいたします。

○事務局（天田障がい福祉課長） ありがとうございます。

それでは、お引き受けいただけるということでございますので、田中委員が会長にご就任いただくことで決定をさせていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、田中会長をお願いしたいと存じます。

田中会長は、会長席の方にご移動いただきまして、一言ごあいさつをちょうだいできればと思ひます。

〔会長は所定の席に着く〕

○田中会長 僭越ながら、この会議の取りまとめ役をさせていただきます田中と言ひます。

よろしくお願いします。

国の障害者施策は、今、非常に揺れ動いておりますけれども、札幌市として障がいを持つ方たちのニーズに寄り添った支援施策を整えられていけるように、委員の皆さんのお知恵をおかりしながら、ともに考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5. 会長代理指名

○田中会長 それでは、早速ですが、まず、会長の代理をあらかじめ決定しておきたいと思っておりますけれども、先ほどの参考資料にありましたように、条例の第5条第3項の規定によって、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっております。

私といたしましては、札幌市身体障害者福祉協会の会長でいらっしゃいます浅香委員をご指名したいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○田中会長 では、浅香委員、よろしくお願いいたします。

6. 議 事

○田中会長 それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思っております。

お手元の次第をごらんください。

まず、第1番目の障がい福祉計画の策定についてということです。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の西田と申します。

済みませんが、座って説明をさせていただきたいと思っております。

本協議会のご審議を経まして、本年3月に策定いたしました第2期札幌市障がい福祉計画につきまして、その概要をご説明いたします。

お手元の資料1-2と書いています計画の概要版に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、概要版の1ページをごらんください。

障がい福祉計画は、障害者自立支援法により策定が義務づけられているものでありまして、国の基本指針、北海道の策定指針に基づきまして、平成23年度の数値目標を定め、その達成に向け障がい福祉サービスの整備などに関して、3年を1期として策定するものでありまして、今回は平成21年度から始まる第2期の計画を策定したところでございます。

次に、2ページをごらんください。

第2期計画の策定の考え方ですが、まず、三つの基本理念といたしまして、1、障がい者の自己決定と自己選択の尊重、2、三障がいの一元化、3、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備、四つの基本的考え方、1、どこでも必要な訪問系サービスを保障、2、希望する障がい者に日中活動系サービスを保障、3、グループホ

一、等の充実を図り、施設入所、入院から地域生活への移行を促進、4、福祉施設から一般就労への移行等を推進について定めておりますが、これらは第1期計画で掲げたものを踏襲しているものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

数値目標には大きく三つございますが、これは国の基本指針等に沿って定めているものであります。

まず、目標の一つ目は、入所施設の入所者の地域生活への移行であります。これは、施設に入所されている方が地域生活に移行することを目標とするものでございまして、23年度までに480人の方が地域生活に移行することを目指すというものでございます。これまでの状況でございますが、20年9月までに234人の方が地域生活に移行しておりまして、約5割の進捗率となっております。また、この目標には、施設入所者数を370人削減するという副次的な目標がありますが、その削減数は49人となっており、地域移行者数と比べると低い進捗率となっております。これは、入所施設の待機者がいまして、地域移行者と入れかわりに新たに施設入所される方が多くいるためでありまして、全国的にも同様の傾向にございます。

次に、4ページに移っていただきまして、目標の二つ目、入院中の精神障がい者の地域生活への移行であります。

これは、症状としては退院が可能であるが、生活の場の確保が困難であるなどの理由により、精神科病院に入院されている方が地域生活に移行することを目標とするものであります。

なお、北海道の19年度の調査によると、退院可能精神障がい者は372人となっておりまして、今後、より一層、地域移行の促進に向け取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、5ページに移りまして、目標の三つ目、福祉施設から一般就労への移行であります。

これは、作業所などを利用されている方が一般就労に移行することを目標とするものでありまして、23年度の1年間で17年度の実績の4.5倍に当たります100人が一般就労に移行することを目指すものであります。

現状につきましては、19年度の1年間で85人が一般就労に移行しており、比較的順調に推移していると認識しておりますが、100人という目標を達成すればよいということではなく、より多くの方が一般就労へ移行できるように取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

続きまして、6ページから8ページでございます。これは、サービス見込み量の一覧となっております。

サービス見込み量は、23年度の数値目標を達成するために必要となるサービスの量を定めておりまして、ニーズが高く、今後さらに利用が見込まれるものは上方修正するな

ど、これまでの実績や障がいのある方のニーズなどに応じて設定してございます。

次に、9ページをごらんください。

先ほどのサービス見込み量の確保のための方策でございます。訪問系サービスにおきましては、サービス基盤の整備を進めるほか、事業者に対する支援として、個別支援計画作成研修の実施、事業者間の連携の強化、重度の障がい者に対する効率的な介護時間の拡充を実現するパーソナル・アシスタンス事業を実施しております。日中活動系サービスにおきましては、既存施設の新体系移行などのサービス基盤の整備や事業者間の連携の強化などに取り組んでいきます。居住系サービスにおきましては、グループホームなどの設置や施設整備につきまして、国や北海道と調整の上、引き続き実施をしていきます。地域生活支援事業におきましては、相談支援事業の体制強化、地域自立支援協議会を活用した地域のネットワークづくりに取り組んでいきます。

以上、第2期札幌市障がい福祉計画の概要について説明いたしました。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

計画の具体的な項目と目標数値、それから、現在の達成状況などについて事務局から説明いただきました。

委員の皆様から何か確認しておきたい点、あるいは、ご意見などがございましたら、よろしくお願ひします。

佐川委員、お願ひします。

○佐川委員 私は、目が悪く、点字も普通の字ももちろん読めないわけですが、資料の細かい内容がよくわかりませんが、先ほどの説明を聞いておりましたら、施設から障がい者が就業する場合の数値目標などを言っておられましたが、身体障がい者の就職率はどうなっているのか。

身体障がい者の中でも、私ども視覚障がい者の就職率はそんなによくないと思っておりますが、その辺の数値がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

身体障がい者の就労率、それから、その中で特に視覚障がいの方たちの就業率をデータで今お示しできるものがありましたらお願ひします。

○事務局(成澤就労相談支援担当係長) 就労相談支援担当係長をしております成澤と申します。

今説明しました100の目標に対する内訳はちょっと押さえていないのですが、札幌周辺の市町村を含めた札幌圏と呼ばれる一般企業の障がい者雇用の状況を見ますと、中軽度の身体障がいのある方の就労が最も高く、大体80%ぐらいが中軽度の方になっております。委員がおっしゃられるとおり、視覚障がいのある方、あるいは、重度身体障がいのある方の就職率はまだまだ進んでいない状況ですので、それを意識しながらいろいろ就労支援を進めてまいりたいと考えております。

○田中会長 佐川委員、いかがですか。

○佐川委員 まだはっきりしないということですが、今、我々視覚障がい者は、あんま、マッサージということが主な仕事なわけでありすけれども、今、それを主とした、いろいろな老健の施設がありますので、そういうところにもマッサージの人が再就職できるような体制を検討していただきたいと思います。あるいは、今、新しいあんま、マッサージの正眼者の施設がどんどんできていまして、視覚障がい者の就業率はますます下がっていく一方です。また、病院では医学療法士、作業療法士がどんどんふえて、マッサージの保健診療点数もなくなりましたので、医療機関への就業率もどんどん下がっております。ぜひ、札幌市の方で、新しい職業開拓も含めて、今後、検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中会長 貴重なご意見だったと思いますので、事務局の方できちんと受けとめていただければと思います。

あと、当事者委員の皆さんもご参加いただいておりますので、具体的な障がい種別ごとの課題などありましたら、この機会にぜひご意見としていただければと思います。

いかがでしょうか。

池田委員、お願いします。

○池田委員 5ページの中ほどのイの⑤で、知的障がいのある方へのホームヘルパー3級とあるのですが、ホームヘルパー3級はなくなったと聞いているのですけれども、いかがでしょうか。

○田中会長 事務局お願いします。

○事務局（成澤就労相談支援担当係長） 3級の方は、委員ご指摘のとおり、21年度の介護報酬算定から外されたということは承知しております。3級ヘルパーについては、19年度から手稲区役所をモデルとしまして取り組んでおり、19年、20年で障がいのある方が合計20名、3級ヘルパーを修了しております。その計画に書かれておりますとおり、今後、2級を意識しながら、さらにステップアップ等を図っていきたいということで、今後、予算要求等所用の措置をとりたいと考えているところでございます。

以上です。

○事務局（天田障がい福祉課長） 若干、補足をさせていただきます。

ホームヘルパーにつきましては、いわゆる高齢者向けの介護保険によるヘルパーのほか、障害者自立支援法に基づく障がい者に対するヘルパーの二つがございまして、委員がご指摘のとおり、介護保険におけるホームヘルパーはいわゆる介護福祉士に収れんしていくというのが国の大きな方針と伺っております。一方、これまでの養成におきましては、介護福祉士、または保健師を頂点といたしまして、1級、2級、3級という形でヘルパーの養成研修が実施されてきております。その中で、特に3級のヘルパーが職を失ってしまうというのは、我々としては本意ではございません。

また、障がいの分野につきましては、介護保険と違いまして、かなり似たようなカリキ

ユラムになっておりますが、実は障がい者向けのヘルパーの養成研修がございます。こちらの方は、実は存続しております。この理由ですが、障がい当事者の方が、ヘルパーの資格をとって介護現場に進出するという大きな政策の推進がございます。介護保険の取り扱いと逆方向というところもありまして、障がい福祉環境を所管している我々としては、この点は非常に痛いというふうに思っているところです。3級のヘルパーさんの資質を向上させることによって、2級以上のヘルパーの資格をとっていただくということによって職は守られるのではないかと考えています。そういうことから、こういった3級のヘルパーさんを対象とした養成講座を実施することによってスキルアップをしていくということをしたいと考えております。

特に、知的障がいの方は、本日も委員に就任いただいておりますけれども、介護現場で働く障がい当事者の方々の職域拡大ということも我々としては目指していきたいと思っております。

以上です。

○田中会長 既に資格を取得した知的障がいの方が不利益をこうむらないような形で、資格制度の変化に対応した就労支援をしていくということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

山内委員、お願いします。

○山内委員 初めてなものですからわからないのですが、このごろ地域自立支援協議会という言葉を私どもは聞くのですが、実際、どういう方たちが入って、どういう活動をされて、札幌市には幾つあるのかというところがよくわからないものですから、そこを教えてくださいたいのです。

○田中会長 大事な指摘だと思います。お願いします。

○事務局(成澤就労相談支援担当係長) 地域自立支援協議会ですが、現在、札幌市の施策推進協議会と同じく附属機関ということで位置づけておりまして、18年11月から設置しております。

現在、委員が20名おりまして、その構成は、主に相談支援事業所、後ほど説明いたしますが、現在、14カ所の相談支援事業所がございまして、そちらの現場の方々、病院関係者、または学校の関係者、それから学識経験者ということで大学の先生に入ってくださいまして、総勢20名で議論を行っております。

地域のネットワークづくり、あるいは障がいのある方のサービスをどのように変えていくかということを審議しています。具体的には、部会を二つ持っておりまして、昨年度までネットワーク部会というところでは、まずは相談支援事業所という存在を皆さんに知っていただくということで、具体的に議論や作業をしていただいて、相談支援事業所ガイドブックというものを作成しております。それから、運営評価部会では、これも相談支援事業所の議論になるのですが、相談支援事業所の運営自体を、例えば職員がどういう姿勢で相談を行ったらいいか、あるいは事業所はどのような体制がよろしいのかということを議論

していただいて、具体的には札幌市が事務的に定める要綱という取り扱いがあるのですが、その要綱の職員の相談姿勢など改正の案を示していただいています。

これも後ほど説明しますが、現在、地域自立支援協議会については、190万人いる札幌の1カ所だけでこのような議論を行ってよいのだろうかということで、札幌市は10区ございますので、区単位で地域部会という下部組織と言いますか、もうちょっと小さい単位の議論ができるように部会を設けていくということで、現在、東区と白石で地域部会が立ち上がっております。今年度は、中央区と豊平区と手稲区で立ち上げの準備を今行っております。来年には、さらに5カ所ふやして、10区でそういったきめ細かな議論、障がいのある方のサービスとか課題とかネットワーク化といったことを議論していく予定でございます。

雑駁ですが、以上です。

○田中会長 山内委員、よろしいですか。

今後の札幌市の地域生活支援において、この自立支援協議会がかなめというか、中心的な役割を果たしていくということだと思えます。

ほかに委員の皆さんからご質問、ご意見はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中会長 それでは、ほかにも議題がありますので、もし何かありましたら、また後ほどご意見をいただければと思います。

それでは、この件につきましてはこれで終了させていただきます。

議題の二つ目ですが、平成21年度における主要事業についてです。

これは、まず、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局(西田事業計画担当係長) 事業計画担当係長の西田と申します。

また、座ってご説明をさせていただきます。

お手元の資料2をごらんください。

まず、平成21年度の一般会計当初予算でございますが、7,780億円に対しまして、障がい福祉関係の予算は349億円となっております。予算全体に占める割合は4.43%となっております。平成20年度の当初予算につきましては、障がい福祉の分野では338億円、割合といたしましては4.35%でございましたので、障がい福祉に関する当初予算としては伸びているという状況でございます。

それでは、早速、資料2につきましてご説明をいたします。

資料の中段の四角く枠で囲ってあるところを中心にご説明をしたいと思います。

まず、障がい者の就労を支援ということで、障がい者協働事業運営費補助、6,232万5,000円でございます。この事業は、一定数の障がい者を継続して雇用する事業者に対して補助を行うというものでございます。これを7カ所から8カ所にふやすということでございます。

続きまして、障がい者の地域における自立した生活をサポートということで、障がい者

グループホーム・ケアホーム設置費補助、600万円、ケアホーム等新築費補助、2,500万円でございます。これは、障がい者グループホーム・ケアホームを整備、設置する団体に対しまして補助を行うというものでございます。

続いて、障がい者相談支援事業です。資料では13カ所から14カ所となっておりまして、誤りでもございまして、14カ所を15カ所に1カ所ふやすということでございました。訂正をお願いしたいと思います。

次に、地域活動支援センター相談支援併設型運営費補助、6,149万円でございます。これは、各種相談や情報提供、在宅福祉サービスの利用援助等を総合的に行うという事業でございます。

次に、精神障害者地域生活移行支援事業、1,070万円でございます。これは、退院可能な精神障がい者を地域生活に移行させるため、精神科病院と連携を図りつつ、退院に向けた支援を行うことにより円滑な地域移行を進めるという事業でございます。

その次、障がいのある方にも優しいバリアフリー化を推進ということで、地下鉄中の島駅エレベーター設計、2,400万円でございます。これは、23年度に使用を開始予定ということで、まずは設計をするということでございます。

次に、交通バリアフリー推進事業といたしまして、9,160万円でございます。これは、駅のバリアフリー化やノンステップバス導入に対して補助を行うというものでございます。

続きまして、障がい者の民間企業への就労支援ということで、この事業は国のふるさと雇用再生特別対策事業として、今年度、補正予算を組んで実施するものでございます。

大学と企業の連携による障がい者支援事業、2,100万円でございます。市立大学デザイン学部や企業と連携しまして、障がい者による高度なIT技術を活用したコンテンツ制作等を実施するという事業でございます。

続きまして、障がい者の福祉的就労支援ということで、元氣カフェの整備による障がい者の雇用の場創出ということで、800万円でございます。これも、経済危機対策交付金で補正予算を今年度組みました。市役所本庁舎1階に元氣カフェを設置するというものでございます。

続きまして、元氣ジョブアウトソーシングセンター事業、1,100万円でございます。この事業は、ふるさと雇用再生特別対策事業といたしまして、今年度、補正予算を組んで実施するものでございまして、障がい福祉施設等による役務提供サービスについて、民間企業等への営業や受注調整を実施するという事業でございます。

以上、21年度の障がい福祉の主要事業でございました。

○田中会長 ありがとうございます。

今年度の障がい者関連の主要事業について、予算とその根拠について説明をいただきました。

委員の皆さんから、もう少しこの事業については詳しい説明が必要というご意見など、

あるいは、何か疑問がありましたらお願いします。

佐川委員、お願いします。

○佐川委員 バリアフリー事業のところで予算が組まれています、そのご説明の中で、駅のバリアフリーということがあります。札幌市に付随する施設のバリアフリー化問題だろうと思いますけれども、特に、札幌市のさっぽろ駅のバリアフリー化が非常におくれているのではないかと私は思うのです。JRとの協働的な開発というか、バリアフリー化ということは考えているのでしょうか。

○田中会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（天田障がい福祉課長） 実は、今回、計上させていただいてご説明させていただいておりますバリアフリー化に係る業務につきましては、現在、保健福祉部の中の高齢福祉課が担当しております。過去は私ども障がい福祉課が担当していたのですが、今は直接の所管から外れてしまったということもございまして、責任ある回答やご説明ができないという前提で、ご容赦をいただきたいと思います。

佐川委員からのご指摘のとおり、交通駅舎を含めて、それから、公共施設、障がいのある方が多く利用される施設等についてはバリアフリー化を進めていくという大きな国のプロジェクトがございます。これが、いわゆる新バリアフリー法という法律が平成8年に成立いたしましたして、各事業者に対する助成措置も実施されております。実は、これは国土交通省が予算化いたしましたして、各交通事業者に対する助成なども行うという事業でございます。

特に、さっぽろ駅につきましては、札幌市内もちろん一番利用する乗降客の多い施設です、バリアフリー化を促進するということは非常に大事なことで思っております。

札幌市としての取り組みであります、実はJR駅舎そのものは札幌市に直接ということではないものですから、札幌市がということにはなりませんけれども、総合的な交通対策といった中で札幌市もJRと協働しながら札幌駅周辺の再開発も行っておりますので、そういった中で整備をしてきている現状がございます。

なお、やはり使いづらさもあると思いますので、この点についてはぜひ当事者の方からもご意見をお寄せいただきまして、担当の方には伝えていきたいと思っております。

○佐川委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○田中会長 ほかになければ、この件につきましてもご確認いただいたということで終了したいと思います。

それでは、三つ目の議題ですが、障がい者交通費助成制度の見直し案についてです。

これも、まず、事務局からご説明をいただきたいと思います。お願いします。

○事務局（庄中移動支援担当係長） 障がい福祉課移動支援担当係長の庄中と

申します。

この見直しにつきましては、私の方から説明させていただきたいと思います。

失礼して、座らせていただきます。

資料3に沿いましてご説明させていただきたいと思います。

まず、この障がい者交通費助成制度につきましては、昭和46年度から開始しております、その後、助成内容や対象者を拡大してきており、平成15年度から今の制度となっております。

まず、制度の趣旨についてでございますが、障がい者交通費助成制度の趣旨は、外出のきっかけづくりといたしまして、障がいのある方に交通費の一部を助成することによりまして、外出機会を確保し、社会参加を促進するということでございます。

現行制度の概要につきましてご説明します。

障がい程度が重度である身体障がい1級、2級の方、知的障がいAの方、精神障がい1級、2級の方は福祉乗車証、タクシー券、ガソリン券の中から一つを選択することになっております。福祉乗車証は、市内の地下鉄、バス、市電を無料で乗車できるフリーパスでございます。タクシー券は、基本料金を助成するという券で、初乗り料金を年間60回分交付しております。今、基本料金を650円といたしますと、年間の助成額は3万9,000円となります。ガソリン券は、1,000円の定額券を年間30枚交付しております、金額で申しますと3万円分の助成となっております。

次に、中度である身体障がい3級、4級、知的障がいBの方は、福祉割引ウィズユーザーカードか定期券のどちらかを選択する仕組みになっております。福祉割引ウィズユーザーカードは、1枚1,000円となっております、これを月10枚を上限に交付しております。年間最大受け取りますと12万円となります。この福祉割引ウィズユーザーカードは、交通事業者の半額割引がございまして、通常の利用可能額としましては、交通事業者のサービス分、プレミアム分と合わせますと最大で2万6,400円となっております。

この身体、知的の方々に対しまして、同じ中度ですけれども、精神障がい3級の方は、普通の共通ウィズユーザーカードを交付しております、年間3万3,000円分を交付しております。

なお、障がい程度が軽度である身体障がい5級、6級、知的障がいB-の方々は、交通事業者の半額割引の対象となっております。

続きまして、制度上の課題としましては、現行制度を今ご説明しましたが、障がいの種別や程度によって助成内容が異なっており、特に身体、知的障がいと精神障がいの格差がとて大きく、以前からその改善を強く求められておりました。

続きまして、障がい程度が中度であっても公共交通機関の利用が困難であるため、この制度を活用できないという声も寄せられておまして、タクシー券やガソリン券の対象を中度の方々などにも拡大してほしいということが求められておりました。

次に、福祉乗車証についてですが、これにかかる事業費というのは、毎年年間1人当たり

の乗車回数をそれぞれの交通事業者と協議して算出しております。ただ、例えばバスなどはこの乗車証を見せるだけでございますので、利用実績というものが正確に把握できなく、事業者からは実績を正確に把握できる仕組みとするよう求められておりました。

次に、事業費の面ですが、この制度の利用者は年々3,000人程度ずつふえておまして、その増加に伴いまして、事業費も年々1億円程度増加しておりました。今年度は、利用者が7万人で、事業費は24億5,000万円という状況になっています。今後も、同じような傾向で増加することが見込まれておまして、この制度を維持する予算の確保がなかなか難しいという状況にもなっております。

このような制度上の課題を改善するというのと、将来にわたって財政的にも持続可能な制度とするために、平成20年2月に見直し案を提示したところでございます。

資料1枚目の左端の表になります。

この見直し案は、福祉乗車証を廃止し、障がい種別や等級にかかわらず、基本的に助成額を年間2万4,000円に統一いたしまして、ウィズユーカード、タクシー券、ガソリン券の中から一つを選択するという仕組みにしておまして、事業費は総額7億円程度の減額を盛り込んだものでございました。

なお、精神障がいの方々は交通事業者の運賃割引がないことから、利用可能額を身体、知的障がいの方と同じにするため、ウィズユーカードの助成額を4万8,000円としているものでございます。

平成20年2月にこの見直し案を提示いたしまして、この見直し案に対してさまざまなご意見が寄せられました。主な意見としましては、生活実態が厳しい中、福祉乗車証を廃止し、助成額を大幅に削減すると通所や通院など必要な外出ができなくなってしまうというようなことや、重度の視覚障がいの方や知的障がいの方は、ウィズユーカードの残額確認が困難であるということなど、それぞれの障がいの特性において移動に関する制約がありますということ。障がい程度が重いほど介助が必要で、タクシーの利用機会が多いなど、移動が困難であり、障がい程度、等級を考慮しないというのは逆に不公平ではないかということなど、数多くのご意見が寄せられました。特に、福祉乗車証の廃止に対する反対というものがとても大きかった状況でございます。

このような状況を踏まえまして、制度の見直しにつきましては、さらに時間をかけて踏み込んだ議論を重ねて検討を深めていく必要があると判断いたしまして、当初は平成21年4月から見直しを実施しようと考えておりましたが、その見直しの実施を1年先送りいたしまして、平成22年度からのスタートを目指すこととしたものでございます。

その後、政策提言サポーターの方々や関係団体の方などと制度の利用実態や、自立した地域生活に必要な外出とはどのようなものか、外出に当たって配慮すべき障がい特性というものはどのようなものか、このようなことについて丁寧に議論を重ねてまいりました。それぞれの意見交換を行ってまいりましたが、大体これまで80回程度の議論を重ねてきたところでございます。その議論の中では、やはり福祉乗車証の存続についての要望が最も

大きかったところでございます。そのほかには、ウィズユーカードの助成額の格差を改善し三障がい共通の仕組みとともに、精神障がい3級の方々への助成額を増額してほしいということ、タクシー券、ガソリン券の対象を拡大するとともに、タクシー券を定額券化しまして、1回の乗車につき複数枚の利用を可能にしてほしいということ、タクシー券につきましては、現行制度では基本料金を助成することになっておりまして、1回の乗車につき1枚しか使えないという状況でございます。それに対しまして、複数枚利用することによって利便性の向上を図ってほしいということでございます。通所に対しては、やはり特別な配慮をしてほしいということが要望として求められてきたところでございます。

ここで、見直しの基本的な視点としましては、これまでの議論を踏まえまして障がいのある方にとって、この交通費助成は社会参加を促進し、自立した地域生活を送る上で大きな支えとなっております。退院促進、地域生活移行、就労相談支援などさまざまな障がい施策がございますが、これらの施策の土台となっている制度であるということを改めて認識したところでございます。

そこで、障がい程度に応じて社会参加を促進し、自立した地域生活を支援する仕組み、障がい種別による助成内容の違いを改善し、三障がい共通した仕組み、助成内容の選択の幅を拡大するなど利用者のニーズにこたえる仕組み、これらを見直しの基本的な視点として検討を進めてきたところでございます。

見直しの方向性として、まずは利用しやすい制度への転換を図りたいということで考えてきたところでございます。障がい程度が重い方に対する助成は、移動の困難性を踏まえまして、現行制度と同じレベルとしますが、タクシー券につきましては定額券化し、1回の乗車で複数枚利用できるようにして、利用者の利便性を向上させたいと考えてきたところでございます。

三つ目としましては、現行制度では身体、知的障がいの中度の方に対する福祉割引ウィズユーカードの助成上限額が12万円となっており、他の助成と比べて非常に大きいため、この助成上限額を減額し、逆に精神障がいの中度の方に対する共通ウィズユーカードの助成額を増額いたしまして、障がい種別による格差の改善を図りたいと考えてきたところでございます。

四つ目としましては、現行制度では聴覚・平行機能、音声言語・そしゃく機能、上肢のみの障がいの方及び障がい程度が中度である身体障がい三、四級の方、知的障がいBの方、精神障がい3級の方はタクシー券、ガソリン券の対象外となっておりました。利用者のニーズにこたえる仕組みとするため、現在はこの制度を活用できていないこれらの方々につきましてもタクシー券、ガソリン券の交付対象を拡大したいと考えてきたところでございます。ただし、障がい程度を考慮いたしまして、中度の方に対する助成は重度より低額にしたいと考えてきたところでございます。

五つ目としましては、定期券につきましては、助成額に制限がなく、1人当たりの授与費は9万円となっておりまして、これも他の助成と比べて高額であり、通学や通所などに利用

目的を定期券だけが限定しているということも踏まえまして、この定期券は廃止したいと考えているところでございます。ただし、通学と通所に対しては特別な配慮が必要であると考えておりまして、通学につきましては教育委員会における就学援助などによって助成することとしまして、通所につきましてはこの制度とは別に新たな通所交通費助成制度を新設し、通所に係る交通費の一部を助成することにしたいと考えてきたところでございます。

資料の2枚目をごらんいただきたいと思います。

修正案の具体的な内容についてですが、まず、障がい程度が重度の方につきましては、現行制度と同様に、福祉乗車証、タクシー券、ガソリン券の中から一つを選択していただきたいと思っております。福祉乗車証とガソリン券は現行どおりでございますが、タクシー券につきましては基本料金から定額券への助成に変更しまして、年間の助成額は3万9,000円とし、1枚500円の助成券を年間で78枚交付することにしたいと思っております。

中度の方につきましては、これも障がい種別にかかわらず、ウィズユーカード、タクシー券、ガソリン券の中から一つを選択することにしたいと思っております。ウィズユーカードについてですが、身体、知的障がいの方々は現在と同じように福祉割引ウィズユーカード、精神障がいの方々は共通ウィズユーカードということになります。この助成額4万8,000円ですが、福祉割引ウィズユーカードの1人当たりの平均が、現在、3万3,000円程度となっておりまして、利用されている方々のうち8割の方々が5万円未満という状況でございます。このような状況を踏まえまして、4万8,000円と設定したところでございます。

福祉割引ウィズユーカードは、交通事業者の半額割引があるため、身体、知的と精神で利用可能額に差が生じることにはなりますが、札幌市からの助成額を統一するということで格差の改善を図りたいと考えているところでございます。また、精神障がいの方々に対する交通事業者の半額割引も、この制度の見直しとは別にこれからも継続して交通事業者の方に働きかけを行い、理解を求めていきたいと考えているところでございます。

次に、中度の方に対するタクシー券、ガソリン券の額についてですが、障がい程度を考慮いたしまして、重度の助成額の3分の1としまして、タクシー券は1万3,000円、ガソリン券は1万円としております。この助成額についてですが、札幌市近郊の小樽市や石狩市、江別市、北広島市では、重度の方に対してですけれども、タクシー券の助成額が1万3,000円程度となっております。この額を踏まえながらこの額に設定させていただいております。

なお、重度の方々ですが、現行制度では手帳所持者のうち8割の方々がこの制度を利用しております。これに対しまして、中度の方々は手帳所持者のうち5割の利用者にとどまっております。これは、いろいろな要因があると考えられますが、タクシー券、ガソリン券を選択できないということが大きな要因であると考えられまして、ここで新たにタクシー券、

ガソリン券を拡大すると、新たな受給者が1万人程度増加するということも想定しております。

続きまして、通所交通費助成制度についてご説明させていただきたいと思っております。

実は、精神障がい3級の方々を対象として、通所交通費助成制度というものが現在ございますが、身体、知的障がいの方々に対する通所交通費助成制度は今はございません。そこで、この交通費助成制度とは別に、身体、知的障がいの方々を対象とした通所交通費助成制度を新たに新設したいと考えているところでございます。

その内容につきましては、この通所交通費助成は、定期的に通所する身体障がい3級から6級、知的障がいBとB-の方々に対して交通費の一部を助成することにしたいと思っております。1日の助成額は公共交通機関の往復運賃の半額としまして、1カ月のうち10日を超える通所日数に対して助成金を交付することにしたいと考えております。その助成金につきましては、利用実績に応じて通所施設の施設長等を経由して1カ月単位で交付したいと考えております。

なお、知的障がいBの方の中には、やはり、ウィズユーカードの利用が困難であるという方々もいらっしゃると思います。そのような方々は定期券を購入することになると思うのですけれども、その定期券を購入して利用する方々に対しては、10日を超える通所に対する助成金に加えまして、1カ月につき4,000円を上乗せして助成金を交付したいと思っております。ただ、この場合は、障がい者交通費助成制度による助成につきましては重複して受給できないことにしたいと考えております。

この助成の対象者は1,800人程度になると見込んでおりまして、2,800万円程度の事業費を見込んでおります。

このたびの見直し、修正では、これまでの議論を踏まえまして、障がい種別による格差を改善し、利用しやすい制度への転換を図ったということでございまして、総事業費は現行制度より1億円程度の増額となっております。

今後の事業費の推計ですが、現行制度でも年々1億円ずつの増加を見込んでおりますが、制度の見直し後も同じく利用者の増加に伴いまして年々1億円ずつ増加することが見込まれております。

今回、障がいのある方々を初め、市民の皆様から幅広くご意見をいただいておりますのでございます。この協議会におきましても、貴重なご意見をいただきまして検討を進めてまいりました。委員の皆様にも、ぜひこの案についてご理解いただければと思っておりますのでございます。

以上で終わります。

○田中会長 ありがとうございました。

交通費助成の制度について、今までの議論も含めて丁寧にご説明をいただきました。

交通機関の利用は、障がい者にとっても非常に社会生活において切実な問題でもありますが、80回以上の議論を重ねて、札幌市としても当事者からの声を真摯に聞いてこ

られたのだらうと思います。

委員の皆さんから、何かご意見、ご質問がありましたら、ぜひお願いします。

いかがでしょうか。

私の方からよろしいですか。

今、最後に出されました修正の最終案は、もう既に当事者団体、関係団体の方たちからのヒアリング等もお済みになっておられるのですね。その反応はいかがでしたか。

○事務局（庄中移動支援担当係長） 実は、7月31日に、この修正案について説明の機会を設けております。今後、9月に入りましても、広く市民の方々を対象に説明会は開きたいと思っているところでございます。

7月31日のときには、やはり精神障がいの方々と身体障がいの方々の利用額に差があるということ、真の三障がい共通の制度とするためには、この改善はぜひしてほしいということで意見がたくさんございまして、それにつきましては、私どもとしましても交通事業者とより強く協議していくとともに、国に対しても今後も引き続き制度化してもらう働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

これが、大きな意見としてはございました。

○田中会長 ありがとうございます。

委員の皆さんからいかがでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○田中会長 では、この議題につきましても、特にご意見がなければ終了いたしたいと思っております。

それでは、最後の議題ですが、議題4ということで、北海道障害者条例の概要についてです。

情報提供として、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

○事務局（天田障がい福祉課長） 改めまして、障がい福祉課長でございます。

本日、資料4といたしまして、分冊1から5までご用意させていただきました。北海道障がい者条例でございますが、正式には北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例という名称でございます。略称が北海道障がい者条例と言われております。この条例につきましては、障がいのある方の権利擁護や障がいがあることを理由に差別、虐待を受けることがない暮らしやすい地域づくりを目標に、本年3月31日に北海道条例として交付されたものでございます。来年4月に本格施行されますが、本年10月には、そのうち権利擁護関係につきまして先行して施行される予定になってございます。

道条例ということになります。今回、当推進協議会に対しましても、私どもの方から情報提供させていただきたいと思ひまして、本日、資料をご用意させていただきましたが、あわせまして北海道障がい者保健福祉課の小畑主幹にお越しいただきましたので、詳細

につきまして情報提供をさせていただくことになりました。

それでは、小畑主幹、よろしくお願いいたします。

○北海道（小畑障がい者保健福祉課主幹） 皆さん、こんにちは。

道庁の障がい者保健福祉課の小畑でございます。

私の方からは、今、天田課長の方からご紹介がございました北海道障がい者条例についてご説明させていただきます。

説明させていただく事項につきましては、大きく分けて3点考えてございます。まず、1点目は、この北海道障がい者条例の目的、あるいは、そこに盛り込まれている主な施策、いわゆる条例の概要でございます。2点目としましては、この条例は現時点におきましてすべてが施行されているわけではございませんで、まだ一部施行されているだけでございます。したがって、本格施行に向けて、今後どのようなことをしていくのかというスケジュールです。さらに、スケジュールの中でこういった検討課題を今後検討しているのかということが3点目でございます。

では、失礼して、座って説明したいと思います。

まず、この条例の正式名称については、今、天田課長からご紹介がございましたとおり、ちょっと長いものでございますが、この条例は、ことしの3月の第1回定例道議会におきまして、自民、民主、公明、フロンティア4会派の共同提案という形で、いわゆる議員提案された条例でございます。そして、共産党を含む全会派が全会一致の賛成で可決成立いたしましたことしの3月31日付で交付したところでございます。

施行日についてでございますけれども、条例の附則におきまして、この条例の第1章総則と第2章障がい者を支える基本的な施策と、それから、第9章の雑則につきましては、公布の日から施行するということが規定されてございますが、それ以外の章につきましてはさまざまな準備がございますことから、規則で定める日から施行することになってございます。天田課長のお話もございましたとおり、第3章につきましては10月1日から、それから、その他の章につきましては来年4月1日から施行ということで、現在、準備を進めているところでございます。

資料につきましては、資料4－1をごらんいただきたいと思います。

あなたの声をお聞かせください北海道障がい者条例タウンミーティングというところでございますが、これを1枚めくっていただきますと、北海道障がい者条例とはということで2ページに記載してございます。この中に、この条例の目的と主な施策、取り組み内容が書かれてございます。

まず、この条例の目的でございますが、大きく分けて二つございます。一つは、障がいのある方々の権利の擁護、それからもう一つは、障がいのある方々が暮らしやすい地域づくりの推進ということでございます。この暮らしやすい地域づくりというのはどういうものと言うのかということにつきましては、条例の第2条に定義を置いてございまして、それを読み上げますと、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及びともに生活す

る地域住民の理解や協力のもとで障がい者の希望や意欲に基づいた地域における社会生活が保障される地域づくりを言うということで規定してございます。

こういった二つの目的と達成するために、この条例の中ではさまざまな取り組みが盛り込まれているわけですが、特に大きなものとしたしまして、①から④まで四つほど掲げてございます。

まず一つ目は、①に書いてございますが、障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを進めますということで、条例で言いますと第4章になります。具体的な中身というのは、市町村が実施することが望ましい事項、いわゆる地域づくりに向けて望ましいことをガイドラインという形で示したいと。条例の中では基本指針という言い方をしてございますが、通称で地域づくりガイドラインと私どもは呼んでございます。そういったガイドラインをまず策定したいということです。もう一つは、そのガイドラインに沿って取り組みを進める市町村に対する支援策を実施していきたいという内容になってございます。

それから、2点目は、地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援しますということで、これはいわゆる就労支援の推進ということでございます。これについても、後ほど検討課題の中で詳しくご説明をさせていただきたいと思っておりますが、条例の中身としては、第5章、第6章にかけて記載されている事項でございます。

それから、③としたしまして、障がいのある方の差別や虐待をなくし権利擁護を進めますということで、これは条例の第3章、10月から先行して施行する部分でございまして、主な内容としましては、障がいのある方への権利擁護に対する配慮、あるいは、差別や虐待などの禁止規定ということになってございます。

それから、四つ目としたしましては、それぞれの地域で障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを話し合う地域づくり委員会を設置しますということで、条例でいきますと第7章に記載されている事項でございます。この虐待とか差別、あるいは地域での暮らしづらさを解決するための話し合いの場を圏域ごとに設置してまいりたいという内容になってございます。

以上が条例の取り組みの主な内容でございます。

次に、2番目のお話に移りますが、今後の本格施行に向けたスケジュールでございます。

この条例のすべての章を実施する本格施行につきましては、来年4月1日を予定してございまして、その施行に向けてはさまざまな検討をしていかなければならない。その検討にあたりましては、道民の皆様方の意見を広く聞きながら検討の場に反映していくような取り組みをしていかなければいけないと考えているところでございます。そのために、北海道では、ことしの7月8日に、知事を本部長とする庁内組織、北海道障がい者条例施行準備推進本部というものを開催いたしまして、本格施行に向けた準備の基本的な方針を決定してございます。その内容につきましては、主に検討方針とか検討課題、どのようなことを検討していくのか、あるいは、本格施行までのスケジュールはどうするのかということでございまして、その詳しい内容、いわゆる基本方針そのものでございますが、これは資料4－

4としまして、北海道障がい者条例の本格施行に向けた基本方針として添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

こういった知事を本部長とする準備推進本部の中で策定された基本方針に基づいて準備を進めていくわけですが、4月の本格施行までに実施することとしましては、2ページの一番下のところに吹き出しのような形で書いてございますが、4点、書かせていただいております。

まずは、施行準備のためのさまざまな検討を有識者会議で行うということでございます。この有識者会議につきましては、本日、札幌市さんで開かれています施策推進協議会と同じようなものを道も持っておりまして、そちらの北海道障がい者施策推進協議会の中に有識者会議を設置いたしまして、この後説明させていただく検討課題などについて検討していくこととしてございます。おおよそのめどといたしましては、ことし12月末ぐらいをめどに検討していきたい、その後、周知期間を置いた上で4月の本格施行に備えたいと考えているところでございます。

それから、そういった検討をするに当たって、さまざまな方のご意見を伺いたいと考えてございまして、道内各地においてタウンミーティングを開催しているところでございます。これは、道内の14支庁圏域それぞれで開催することといたしまして、第1回目は8月1日に留萌圏域で開催しました。そして、留萌に引き続きまして後志、そして、今週末、あさっては宗谷管内で開催することを考えてございまして、札幌圏域では11月8日に開催を予定してございます。

そういったタウンミーティングを開催しまして、さまざまな方からのご意見を伺うことを予定してございます。さらには、関係団体の方々との意見交換を行いながら、関係団体の方々からのご意見を伺いたいと考えてございます。さらに、条例の主な内容が固まってまいりまして、年明けになると思いますけれども、シンポジウムを札幌で開催していきたい、そして、その条例を皆さんに知っていただくような機会を設定していきたいと考えているところでございます。

これが、2番目の今後のスケジュールでございます。

続きまして、3番目のテーマになりますけれども、いわゆる本格施行に向けた検討課題ということで、3ページから5ページまで3点ほど掲げさせていただいております。

まず1点目は、暮らしやすい地域づくりをどう進めるのかということで、3ページに資料を書かせていただいております。

障がい者の方々の暮らしやすい地域づくりを進める上において大切なのは、先ほどの議論からもちよと出てございますけれども、地域で生活する上で障がい者の方々の困り事、そこから出てくるニーズをしっかりと受けとめて、さらに、それを必要な支援につなげていくといった地域を挙げた取り組みが必要になってくるのではないかと考えてございます。このために、その目指す姿というところを書いてありますが、市町村において、福祉のみならず、企業、教育、医療等さまざまな関係者や地域住民が協働するネットワークに

よって障がい者の暮らしを支援する地域づくりを推進する必要があるのではないか、先ほどちょっと出てございました地域自立支援協議会などはまさにそういったものでございますけれども、こういった仕組みを実効性のあるものとしてつくっていくことが大切ではないかと考えてございまして、この地域づくりの面においては、一つは地域づくりガイドラインを作成したいと考えてございます。これは、障がい者の方々の生活を支える、いわゆる地域づくりを進めるに当たって、各市町村の方が取り組むのが望ましい必要な事項などをガイドラインという形でお示ししたいと考えているところでございます。

さらには、そのガイドラインに基づいて施策を実施される市町村の方々に対する支援施策、例えばA1の2番目の四角に書いてございますけれども、地域づくりコーディネーターという方々を配置しまして、専門的な視点からのアドバイス、助言等を行えるような体制もつくっていく必要があるのではないか。そういうことにつきましては、具体的にどういったものをガイドラインの中で記載していけばいいのか、あるいは、地域づくりコーディネーターの方々の配置に当たっていろいろ考えなければいけないことにつきまして有識者会議とか関連する会議等を含めて検討していきたいと考えているところでございます。

それから、検討課題の2点目は、4ページでございます。

就労支援ということでございます。これは、大変重要なことと考えてございまして、条例の中でも第5章、第6章という二つの章を設けて書かれているところでございます。この条例の中で取り組もうとしている点は大きく四つ書かせていただいております。

まず一つは、関係者のご意見を伺いながら働く障がい者を応援するさまざまな取り組みを盛り込んだ就労支援推進計画を策定してまいりたいと考えてございます。2点目としましては、企業を含めて幅広い障がい福祉の関係者が参画して障がいのある方々の就労支援の施策を検討するための北海道障がい者就労支援推進委員会を設置して検討を行えるようにしてまいりたいということでございます。3点目につきましては、例えば障がい者を多く雇用している企業の方、あるいは、授産製品を優先調達している企業の方といった障がい者の就労支援する取り組みを安定的かつ継続的に行っている企業の方々、あるいは共同組合の方々を認証する制度をつくりたいと考えてございます。そして、そういった認証を受けた企業の方々を道のホームページなどで道民の方に広く周知をしていくような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そして、認証を取得された企業では、この認証マークを使えるようにしたいと考えていますが、そのマークは4ページの左下にちょっとかわいい絵柄をかわいてございますが、これが認証マークでございます。そして、この認証マークの障がい者就労支援企業、働く障がい者を応援しますという下に星マークを五つかわいてございますけれども、いわゆるミシュランのレストランの三つ星と同じような形で、支援を多く行っている、さまざまな支援を行っていただいている企業の方に対してはこの星マークが多くなってくるということをひとつ考えてございます。

さらには、こういったマークを取得していただく動機づけといいますか、少しでも積極的

に取得していただけるようにするための、いわゆるインセンティブを与えるような仕組みも考えなければいけないということで、具体的には今後検討していくことになりますけれども、総合評価競争入札制度です。これは、例えば道の入札制度に参加する場合に、通常は価格で業者を決定する形でございますが、こういった障がい者の支援等に取り組んでいる要素などについても加味しながら総合的に判断をしていく制度ができないかということを考えております。こういったものを今年度から既に実施してございます。保健福祉部及びその出先機関を対象に、今、そういった制度を今年度から先行して実施してございます。当然、認証マークについても先行して実施してございます。

さらには、経済部などとも連携をしながら、低利融資制度の対象にもなるような制度も考えながら、企業の方々にインセンティブを与えていけるようにしていきたいと考えてございます。そして、こういった制度をまず今年度に先行して実施してございますけれども、そういった取り組みの成果を踏まえて、さらに効果のあがるような制度について今年度さらに検討しながら来年度の本格施行に備えていきたいと考えているところでございます。

これが、検討課題の2点目でございます。

それから、最後の3点目につきましては、5ページ目をごらんください。

障がい者の方々に対する虐待や差別などの事例にどう取り組んでいくのかということでございます。こういった相談につきましては、一義的には各市町村の方で相談支援体制、これは地域自立支援協議会などの機能を活用しながら相談支援体制に取り組まれているところでございますけれども、北海道としまして、14圏域、各支庁圏域ごとに障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会を設置していきたいと考えてございます。これは、こういった委員会を設置することによって、第三者的な立場から関係者双方と話し合いをしながら、こういった差別などの事案の解消等に努めていきたい、いわゆる話し合いによる解決の場というものを原則にしてございます。

ただ、それだけではなかなか解決が難しい問題等もございますので、そういった難しい虐待とか重大な権利侵害の事案に対しましては、この地域づくり委員会を主催する地域づくり推進委員という方を置くことにしてございますが、この推進委員の方による指導、あるいは、知事による勧告などの手段、そういうものも条例の中に規定されておまして、こういったさまざまな手段を使いまして、少しでもこういった事案の解決につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

さらに、圏域ごとの検討の中だけではなかなか解決がつかない例えば全道的な問題につきましては、道本庁の方に知事を本部長とします北海道障がい者暮らしやすい地域づくり推進本部というものを設置いたしまして、さらに、その本部の中に調査部会を設けることにしてございます。その調査部会の中で、圏域から上ってきた解決できなかった事項などについてさらに検討しながらいろいろな施策を検討していきたいということを考えてございます。

これが、条例の主な検討課題の内容でございますけれども、これまで開いたタウンミー

ティングにおいてどのようなお話がされていたのかということ札幌市の方からも言われております。これまで開いたタウンミーティングの中で出てきた主な意見を幾つかご説明させていただきたいと思ひます。

まず、これまでは、先ほどちょっと申し上げましたとおり、根室、後志という3カ所で開催してございますけれども、その中で留萌あたりだと自分たちの可能性を信じて地域みんなで考えるたまり場のようないものが必要ではないだろうかということがひとつ出てきてございます。みんなが自由にいろいろな意見を述べられるような場が必要ではないだろうかということがございました。

それから、後志のタウンミーティングにおきましては、この条例においては虐待については定義が置かれているのですが、差別については定義が置かれてございません。そういった内容については、これから検討していくことになるのですけれども、その差別の考え方、あるいは定義を示すべきではないだろうかというご意見がございました。さらには、地域づくり委員会で困り事をどう吸い上げていくのか、あるいは、地域づくり委員会の委員の中には地域で暮らす障がい者の方に委員として入っていただく形にしてございますけれども、そういった障がい者の方々の選任をどうやっていくのかということについても、ご意見あるいはご質問がございました。そういった事項につきましては、今後、まさに有識者会議等の中で検討しながら、12月をめどに結論を出していきたいと考えているところでございます。

私の方からの条例の概要についてのご説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ことしの3月31日に公布されました北海道障がい者条例について、北海道障がい者保健福祉課の小畑さんにご説明をいただきました。

今後、各地でのタウンミーティングを通して条例の中身を豊かにしていく取り組みが始まるということですが、委員の皆さんから何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大友委員、お願いします。

○大友委員 10月1日から実際にスタートするというお話がありました第3章絡みの障がい者の権利擁護に関して、これらは地域づくり委員会が主体となって地域で暮らす障がいを持つ方たちの困り事等々をきちんととらえていくのだというご説明は理解できました。例えば、子どもの児童虐待とか高齢者領域で言うところの高齢者虐待防止法も、当事者、あるいは市民まで含めてそれらに気づいた、あるいは発見したときにどこかに通報するといったシステムがある程度でき上がってきていますけれども、私ども一般市民はそういった事態を目にしたときに、どこにそれらの相談事をしていくという考え方なのかをお教えいただきたいと思ひます。

○田中会長 小畑さん、お願いします。

○北海道（小畑障がい者保健福祉課主幹） まず、さまざまな障がい者の方々の問題につ

いて相談を受ける部分というのは、一義的には各市町村が設置している相談窓口がひとつ考えられると思います。ただ、虐待とか取り扱いが難しい問題になってきた場合、あるいは、専門的な視点からの対応も必要になってきた場合に、道の方で14支庁圏域に設置している圏域の障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会がそういった相談も受けることができます。そして、市町村の相談機関と密接な連携を図りながらそういったものに対応していく場としてひとつ考えてございます。

ただ、本当に生命にかかわるなどということになりますと、例えば警察などということも当然考えられる事態はあると考えてございます。

○事務局（天田障がい福祉課長） 札幌市から、若干の補足をさせていただきます。

この条例につきましては、北海道条例ですから、当然、札幌市もこのエリアに入ります。今後、どのように準備をしていくかという際に、幾つか調整すべき課題があると思います。今ご質問がございました虐待事例が発生したときの対応をどうするかということについてお話しさせていただきますと、実は、ここ数年、札幌市内にさまざまな事件がございました。それを教訓として、各区役所保健福祉部に個別支援担当の係長職を配置しております。そういった事例が発生した場合については、区保健福祉部保健福祉課に情報を入れていただくということで、できるだけ早く対応するというところで動き始めています。

中には、虐待事例というふうに考えられる場合もありますし、調査をしていった中で虐待というところまではいけなかった。ただ、関係者の相互理解が、またコミュニケーションがうまくいっていなかった事例もございまして、その中で解決をさせていただいた場合もあるかと思います。道条例の施行ということは別立てでございしますが、そういった形での対応はさせていただいております。

○田中会長 今後、障がいを持つ方が地域で生活を始めると、多くの権利侵害が見えなくなってしまう危険性もあるわけで、たくさんのチャンネルからきちんと情報をキャッチするということが必要になってくると思います。

ほかに、北海道条例について委員の皆さんからご質問、ご意見等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○田中会長 今後、札幌で11月8日にタウンミーティングが行われる予定ですので、委員の皆さんもお時間がありましたらぜひということと、それから、関係の皆さんにお声かけをしていただければありがたいと思います。何しろ、全国で千葉県に続いて2番目の先駆的な条例ですので、ぜひ中身のよいものにしていきたいと考えております。

それでは、北海道条例についての情報提供ということで、この件につきましては終了させていただきますと思います。

本日の議題につきましてはこれで終了いたしました。事務局からほかに何かつけ加えることはありますでしょうか。

○事務局（天田障がい福祉課長） 議題に関しましては以上でございます。

○田中会長 では、委員の皆さんから、この場で何かご提案、ご意見等、あるいは、この

協議会の進め方などについてのご意見がありましたらお願いします。

ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中会長 私の方からちょっと申し上げます。

当事者の委員の方が参加されておられて、実質的に会議に参加するためには、やはり事前の情報保証が必要だろうと思いますので、資料につきましてはできるだけ事前に配付していただきたいということと、個々の委員の方が内容をきちんと読み取れるような配慮をした資料をご準備いただきたいと思います。それから、もし必要であれば個別に事前の説明などをしていただければありがたいと思いますので、ご配慮をお願いします。

それでは、進捗がまずくて長い時間になってしまいましたけれども、ほかになければ、以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきたいと思います。

本日はどうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。

7. 閉 会

○事務局（天田障がい福祉課長） 皆様、大変お疲れ様でございました。

それでは、今後の予定につきまして若干お話をさせていただきます。

今年度につきましては、もう1回、年度の後半で協議会を開催したいと考えております。具体的な日程等、それから内容等についてはこれから詰めていきたいと思いますが、年明けの2月ないし3月に開催したいと考えてございます。腹案としましては、本日、最後の議題としてご報告いただきました北海道障がい者条例の本格施行に向けまして、これから北海道様はかなり精力的にいろいろな検討を進められると伺っております。私も札幌市も、市町村の一員として条例を実効性のあるものに育てていくという立場にありますので、その中で札幌市としてどう取り組んでいくかということについても半年間の中で事務局なりで検討させていただきまして、その中で、今後の協議会の中でも皆様にお諮りすることができればと考えております。

もう一点でございますが、身体障がい者の手帳制度がございます。最近の国の動きとしては、身体障がい者手帳の認定の対象の中に肝臓機能障がいを加えるという検討がされていると伺っております。間もなくその内容が明らかになりますが、そういった情報につきましても、時期的に遅くなると思いますが、この協議会の中で情報提供ができればと思っております。

いずれにしても、今、田中会長からご指摘をいただきましたように、資料につきましては、できるだけ簡潔に、事前に配付するということを心がけていきたいと思っております。この点につきましては、本日の資料配付、資料の内容につきましては、私もといたしましては至らなかつた点があったと思っております。この点を反省材料といたしまして、今後、それについては改善していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思っております。

ありがとうございました。

以 上^{じょう}